

川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市スポーツ推進委員連絡協議会（以下「協議会」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に規定するスポーツ推進委員の役割であるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことにより、本市の地域のスポーツの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 補助金の対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 地域スポーツの推進・普及
- (2) 川崎市スポーツ推進委員の育成・派遣
- (3) 地域スポーツリーダーの養成、活用及び地域スポーツクラブの育成事業
- (4) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言に必要な事業

2 補助の対象となる経費は、前項の事業の実施に必要な次に掲げるものとする。

大会事業費、研修事業費、派遣事業費、会議費、委託料、需用費、保険料、役務費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助の対象となる経費のうち自主財源充当額を除いた額とする。ただし、当該年度の予算額を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び決定通知)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容及びこれに条件を付した場合はその条件を交付決定通知書（第2号様式）により協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付については、一括で行うものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金交付決定通知書（第2号様式）により協議会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 協議会は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した

期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業等の遂行)

第 12 条 協議会は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第 13 条 市長は、協議会が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、協議会に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第 14 条 協議会は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金に係る実績報告書(第3号様式)

(2) 川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金に係る収支決算書(第4号様式)

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第5号様式)により協議会に通知するものとする。

(市内中小企業への優先発注)

第 16 条 協議会は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(1,000,000円を超える発注について本市への報告書等提出に係る規定)

第 17 条 協議会は、補助金等交付額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、第14条に定める実績報告書に加えて、次

に掲げる書類を、市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 発注実績報告書(第6号様式)

(2) 入札(見積もり)がおこなえないことに係る理由書(第7号様式)

- 2 前項第1号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第16条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 協議会は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第8号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第2号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第16条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを協議会に命ずることができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 第16条若しくは第17条の規定に違反したとき。
- (5) 役員の中に暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)がいることが判明したとき。
- (6) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係

る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 21 条 協議会は、第 19 条の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、協議会の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

- 3 協議会は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 22 条 協議会は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

(書類の整備)

第 23 条 協議会は、補助事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条第1項関係）

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者職氏名

（生年月日： 年 月 日）

年度川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付申請書

川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金の交付を受けたいので、川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添え、次のとおり申請いたします。

1 補助金交付申請額

2 補助事業等の目的及び内容

3 補助事業等の経費の配分、使用方法及び算出基礎

4 事業完了予定日

5 添付書類

6 その他

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に提供することについて同意します。

所在地
名称
代表者職氏名

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金については、川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長

印

- 1 この補助金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 この補助金に係る申請の内容を変更する必要があるときは、速やかに届け出て、市長の承認を得ること。
- 3 当該事業を完了したとき（事業の中止又は廃止の場合を含む）は、事業実績報告書（別紙様式）を速やかに提出すること。その際、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 事業の支出額に係る支出内容を証する書類を整備し、帳簿とともに当該事業が完了した月の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- 5 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
 - （4）要綱第16条若しくは第17条の規定に違反したとき。
 - （5）役員の中に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）がいることが判明したとき。
 - （6）補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。
- 6 この決定通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、14日以内に申請の取下げをすることができる。

第3号様式（第14条第1項関係）

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

年度川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金に係る実績報告書

年 月 日付けで交付決定通知があった標記補助金について、川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添え、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付金額
- 2 事業実績
- 3 収支決算

第4号様式（第14条第1項関係）

●●年度 川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金に係る収支決算書

（収入の部）

項 目	予算額	決算額	決算内訳
補助・助成金			
負担金			
活動収入			
参加費			
雑入			
繰越金			
合 計	0	0	

（支出の部）

項 目	予算額	決算額	決算額のうち 市補助金額	決算内訳
大会事業費				
研修事業費				
派遣事業費				
会議費				
委託料				
負担金				
需用費				
交際費				
保険料				
役務費				
予備費				
合 計				

第 5 号様式（第 15 条関係）

川 崎 市 指 令 第 号

所 在 地

名 称

代表者職氏名

様

年 月 日付けで実績報告のありました川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金については、次のとおり確定いたしましたので、川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、通知します。

年 月 日

川崎市長

印

1 補助金確定額

事業の支出額に係る支出内容を証する書類を整備し、帳簿とともに当該事業が完了した月の属する年度の終了後 5 年間保存しておくこと。

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒

企業・団体名

代表者 職名

氏名

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱第17条第 1 項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名

2 発注実績（別添とすることも可）
※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 （工事、委託、物品）	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

- 3 添付書類
- （1）上記、契約結果の分かる書類の写し
- （2）市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

（注）市内中小企業者の定義
中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）
※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

（※辞退届を含む。）

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	（1）市内中小企業者で取扱いがない
	（2）2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	（3）特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	（4）継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	（5）工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	（6）上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、（1）から（6）の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

（6）の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市スポーツ推進委員連絡協議会補助金交付要綱第16条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）